

1. 組織名

全国高等学校安全互助会連絡協議会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

金融サービス

意見

本全国高等学校安全互助会連絡協議会は、各県の高等学校安全互助会(振興会)により設立された全国組織です。各県の高等学校安全互助会は、学校をはじめPTA等の活動を側面から支援し、日々の教育活動の安心・安全を保障するものとして、学校・生徒・保護者及び教職員から深い信頼と評価を得ている組織です。しかし、平成18年4月から施行されました新保険業法により、これまでの共済事業の運営が困難となり、組織の解散などさまざまな苦労を強いられてまいりましたが、平成22年度に「PTA・青少年教育団体共済法」を成立して頂き、改めて再出発を始めたところであります。平成23年度に、埼玉県が初めて行政庁の認可を受け新しく事業を開始し、平成24年度には、青森県、静岡県、富山県、鹿児島県、平成25年度には岩手県、岐阜県、福岡県、沖縄県が新たに共済事業を始めたところです。今後とも、学校、生徒、保護者及び教職員の活動を支援し、次代を担う子供たちの育成支援に努めてまいり所存ですので、より一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。しかしながら、環太平洋経済連携協定(TPP)の中に、「金融サービス」部門があり、この中で、ある国は、共済事業も「民間の保険業者と同じルールを適用すべき」との考えに立っているようであります。もし、共済事業を含めた協定が実施されますと、共済の掛金が、高額になり、今までのような運営が難しく、お互いに助け合うという互助の精神が欠けてしまうととも、子ども達の安全教育支援事業や見舞金給付事業が出来なくなり、学校現場に大きな影響を与えてしまいます。どうか、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づく共済事業が、今後とも、支障なく運営できますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。